

特許化支援事業における特許群の募集開始(お知らせ)

1. 目的

当機構では平成15年度より特許化支援事業を行っていますが、近年優れた基本特許に関連する周辺特許を特許群として戦略的に取得することの必要性が指摘されています。このような特許群に対して、平成21年度から試行的に支援を行っているところですが、平成22年度より本格的に「特許群支援」を開始することにいたしました。

本支援は、大学等が自己の基本発明と関連する周辺発明群を網羅的に権利化し、特許群を形成することにより、その活用の可能性を高めることを目的としています。

2. 特許群支援の内容

特許群の認定を受けることによる主なメリットは以下の通りです。

(1) 新たな出願に関する取扱い

認定された特許群に属する新たな出願については、当機構の担当特許主任調査員が以下の支援を行います。

特許群全体の出願戦略について、ロードマップ作成や有効な特許群形成のための助言を行います。

各出願について、国内出願段階から特許性、有用性の観点から有効な権利取得のための助言を行います。

(2) 特許出願支援制度における取扱い

認定された特許群に属する発明の外国出願について、特許出願支援制度に申請された場合には、以下のように取り扱います。

担当特許主任調査員が、当該案件の特許出願支援制度としての業務(先行文献調査および知的財産審査委員会各専門委員会への説明等)を行います。

知的財産審査委員会における有用性の評価については、当該特許単独の有用性のみならず、特許群全体としての有用性及び特許群全体の中での当該出願の位置づけを考慮したうえで判定します。

その他については、通常の特許出願支援制度と同様に扱います。

(3) 留意事項及び特許群の認定期限

特許群として認定したものについては、テーマ名、申請機関名、代表研究者名等を公表する予定ですので、予めご承知おきください。

特許群としての取扱いを行う期間は、平成22年4月1日から平成25年3月31日までとします。期間終了後は、研究の進捗具合等により、1年毎に延長の可能性を判断させていただきます。なお、大学等による研究・出願へのサポートがなくなった場合など、JSTが特許群支援をすることが妥当でないと判断したときは、上記期間にかかわらず特許群支援を打ち切ります。

特許群に属する発明について特許出願支援制度をご利用いただくためには、通常通りの申請手続きが必要となります。またその際、特許群としての取扱いを受けるためには、特許出願支援制度への申請書類の所定の箇所に特許群番号が記入されていること、最新のロードマップが添付されていること、及び、上記の期間中に申請することが必要ですので、ご留意ください。

特許群に属する発明について特許出願支援制度に申請される際には、担当の特許主任調査員と事前に相談の上、申請手続きを行っていただきますよう、ご注意ください。

3. 応募要件

(1) 応募資格

大学等(特許出願支援制度の応募資格に準じます。)

(2) 対象となる特許群

以下の全ての要件をみたす技術テーマについて、特許群を募集いたします。

大学等(国公私立大学・承認TLO・大学共同利用機関・高等専門学校)の研究成果に基づく基本発明を含む技術テーマであること。

基本発明について既に自己の機関(大学等)を含む名義で国際出願を済ませており(出願後1年以内のために国際出願されていないものも可)、継続的に研究を進めることにより今後3年間にある程度(10件程度を想定)の数の新たな特許出願に結びつく研究成果の創出が見込まれ、そのための研究資金の獲得が期待できる技術テーマであること。

機関(大学等)として、特許群を主体的にマネジメントしていく知財担当者(コーディネータ等)を定め、国内及び海外での特許群の形成とライセンス活動を積極的に進めていくことを予定している技術テーマであること。

同一の特許群内で権利関係が錯綜するなど、将来ライセンスする上で大きな障害となる事由がないこと。

4. 応募方法

(1) 応募方法

必要書類を電子ファイルとして作成し、下記のゼニス社「デジタルバイク便」のJST専用フォーム(特許群申請 受付フォーム)より、提出して下さい。

(特許群申請 受付フォーム)

<https://www.digi-bike.jp/up/up.php?id=b7854c26ea7409bcf4bba33719c00ff5>

(デジタルバイク便は大容量ファイルの送受信を安全簡単に行う民間サービスです。予め必要なファイルを作成し、上記サイトより画面の案内にしたがいアップロードして下さい。)

(2) 必要な添付書類[電子データによる提出]

定形フォームはここからダウンロードしてください http://ueno.jst.go.jp/gun_shinsei.zip

特許群申請書[Word形式](定形フォームをダウンロードしてご記入ください)

特許群形成のロードマップ[PowerPoint形式](定形フォームをダウンロードしてご記入ください)

ロードマップに記載された基本特許(特許群の中心となる最も重要な特許出願)の国内出願書類の写し

・願書、請求の範囲、明細書、図面、(配列表)

・請求の範囲、明細書、(配列表)はテキスト抽出のできる形式で添付してください。

基本特許に関する先行技術文献(申請書の「3. 基本特許調査結果」に列挙した文献の写し)

・PDF形式等により添付してください。

・公開特許については、文献リストを添付していただければ文献の写しは省略可です。

・入手困難なもの・ページ数の極端に多いものについては、必要に応じてJSTからの照会時に提供していただければ、申請時の添付は省略可です。

(3) 募集期間

平成21年11月10日(火)～11月20日(金)

5. 選考

(1) 選考者

外部有識者からなる知的財産審査委員会が選考を行います。

(2) 選考の主な観点

基本特許の特許化可能性

基本特許及び特許群全体の有用性

ロードマップの具体性、妥当性、実現可能性

申請機関(大学等)による出願・研究のためのサポート状況

その他(特許群として支援することの妥当性を総合的に判断)

上記の特許化可能性、の有用性については、特許出願支援制度における評価判定の基本的な考え方(<http://www.jst.go.jp/tt/pat/index.html>)に準じて評価します。但し、「ライセンスの可能性」の評価については、申請時点の既出願特許の「ライセンスの可能性」ではなく、特許群形成後の群全体の「ライセンスの可能性」を評価します。

(3) 特許群認定の予定件数

20テーマ(群)程度

6. 今後のスケジュール

募集:平成21年11月10日～11月20日

調査:平成21年11月下旬～平成22年1月下旬

(ご応募案件について、必要に応じて知財部門のご担当者及び発明者に面談して調査する予定です)

知的財産審査委員会開催:平成22年2月

特許群の認定と結果通知:平成22年3月下旬

特許群としての支援開始:平成22年4月

なお、これらのスケジュールは諸事情により変わることがありますので、ご注意ください。

7. その他

特許群に応募し、認定に至らなかった特許群に属する特許出願であっても、特許出願支援制度へのご申請は通常通り受け付けます。

定形フォームをダウンロードすると、FAQ(よくある質問)をご覧ください。必要に応じてご参照ください。

お問い合わせ先: 科学技術振興機構 知的財産戦略センター 大学支援グループ
菊地、松永 (TEL:03-5214-8413 mail:j-sup@jst.go.jp)